

皇國開闢由來記

二

^ 13
2750
2



伊18
3263
2
13
2750
2



日本國開闢由來記卷二

指漏漁者編

第二 經津主武甕槌之二神より君臨の地を定む

平國の廣茅を授幽冥を退て保護となる

天照大御神ハ天上の高天の原不在一々。邈小岳の豊草原の中つ國のなるを
 残賊強暴横惡神ありて。平治がたたりて知りぬ。八十諸神を集て問ふ
 吾草原の中國の邪鬼を撥平あらんと欲が誰と遣て宜くんとやうられハ
 僉答て。天穗日命ハ傑これバ。試小遣され。然らん昔を申されハ。天穗日命
 此の地小降とまひ。一々も。大已貴命の威勢強く。一々。容易順化ベシ
 小の糸を。先其心で執ん。為小表。媚従。三年に及ぬ。とも。る。

報聞申すのうらへ。再その子大背飯三熊の大人を遣て。これを問へる
ひぐ。其父の深計あるを聴く。暫そは意に従て。これもまた報聞申さる
し。其父天穗日命の遠く慮あるをこれれども。報命あきとけり。がし
思せし。再天稚彦を遣されし。結さまひたり。さるを天稚彦の頭國
玉の女子下照姫と娶てより。汚心せ起し。自己の葦原の中國を取んと思
て。八年を經きども。遂に復命申さる。が故に無名雄といふ賤き者を遣
る。あはれ浅伺めさまひし。天稚彦これと察し。射殺する祟禍
より。天稚彦の高津鳥の殃に羅く卒に身亡ふ。高天が原に高皇
產靈尊さる。に諸神と乃會て葦原の中へ遣したる。人者を選
まひし。磐裂根裂の神は子。磐筒男。磐筒女が生る。經津主神これ

佳しと申て。此經津主の神を降ぎに議定する時。天の石窟に住る
神稜威の雄走の神の子。獲速日の神。獲速日の神は子。燿速日神。燿速日
神の子。武甕槌の神といひ。進出。豈唯經津主の神の獨丈夫ありて。
吾の丈夫ありて。吾の氣慷慨といひ。然に俱に行きて。此武甕
槌の神を經津主の神に配て。葦原の中國に遣て。これを平む。二神の
天上より。大己貴命の都。し。出雲の國なる五十田狹の地より
降到。小汀に十握劍を抜て。倒み地を植る。その鋒端小踏く。大國主
命に問て曰く。高皇產靈の勅あり。皇孫を降て。此地に君臨し。吾
んと欲めす。先我等二神を遣て。驅除平定し。汝如何
速に避奉り。國を獻らんとす。や否と問へ。大國主神對て吾の

速小避奉んとおめんども吾子等の異心あり如何せん故おまぐ
吾子お問く後お將報申んとて子等を召しに其子事代主神へ
出雲の国ある三穂の寄み魚を釣んとて遊行けよ熊野の諸手船
とて。今房總の浦より魚を束て来る船の數多の水手の船を操が如
くわろ舟お稻背脛といふを乗て使者と。高皇産の勅を事代主
の神お致し。詳お事此由を告させけよ。事代主の神使者お對て
今天つ神のこれ借問の勅をいづく背奉べき。我父君も必速小避奉べし。
吾の素より違奉意まけよ。速小八重の蒼柴垣の草舎で海鳥お造せ
る。栖遲お地と定て速小避奉んとて使者お答るに。正統の大義の違
をうらまの道に以てし。已が身お先之を行て父を諫め。遜讓去て速

小正理お伏し。父を不義お陷しおまろ。其徳の至るりのあり使者還
來て。これ有し。さゆを報命申せしむ。大國主神へ使者の辭を以て。
二神お白といふ。我怙し子だれも。既お避去奉ぬるを。吾のいづく
背奉るべき。ゆきど我子お建御名方の神といふあり。これおもこの由を
白さずハ。妨とならん。と申す間りなく。其建御名方の神ハ。千引の
大石を手端お刺擧て。來る二神お向く。誰ぞや。吾國お來て思ふ
如此物言を察し。吾父を謾て。吾國を奪んと欲するべし。吾かく
在る。いづくを許し。いづくを力競せんといひつ。手を出しけよ。武甕槌
の神。その手を取。若葦を枝が如く。搯批く。投離けよ。勝難く。思ひ
けん。即お逃去を。追驅も。迫る科野の國。此洲羽の海。お到て。拘收刺

殺さんとうりたるとたふ建御名方の神恐怖竦踊て申けるへ何とぞ我を
許して殺さむふことあり今より此地に住る其外へ出行ぬ。まご我父
大國主の神と兄事代主の神の言不違り。父兄の申さふ豊葦原の中
國へ天神の勅たまひて献んと申けり。此神は此誓の如く今も科野國諏
訪郡小祭祀とらる上の社の建御名方の神下の社八咫刀賣命を齋奉り
あまの成上下の諏訪の大明神と稱し湖上の社は前ふありて小寒のころ
より湖の面厚く氷て神狐これを渡せり人馬ともを此蹤を認て往來する
こと平陸の如し二神は切ら其辭を聽還來て大國主の神は其趣を語り
名大國主の神も吾子然申らるる逆奉るべきことありあはれ速に避奉る
べし。の吾逆奉る防禦んとせむ國內諸神必當不同く禦奉るべし

すべし。今吾避奉らる誰復敢て順ぶるのあらんやと巡平一時不杖たり
廣牙を出し二神小授り曰吾此牙を以て卒に治功を成得る天孫り
此牙を以て國を治むる國人吾此牙を献て視る形を恐怖て盡隨順
奉りて平安ありゆき。吾治一顯露世界の事の皇孫今より當に治さる吾
は將小退て幽冥の間小之を擁護奉る。岐の神は二神小薦てこの神吾ふ
代り從導奉るべし。吾は此より避去奉んとて八十隈とて迂曲深遠到易り
ざる幽閑寂寞之境小形を隱化を息て幽冥より此國を護んと言訖て遂に
身を隱さむ。大國主神は天孫小奉り廣牙の格牙といひの枸骨木を
柄とわたりて製さる八尋牙あり。天孫より傳る景行天皇の御代に至
るに内裡小ありて傳建命小詔る。東方十二道の殘暴神を鎮平一也

出雲洲神門郡大社
 大己貴神の祭國造代
 神代卷に司日本紀
 出雲國志賀郡大己貴
 貴神曰壬女祭祀者天穗
 日命是也とあり此
 穗日命の後裔とて國
 造と定まひしこと國造
 本紀出雲國造地羅朝
 以天穗日命十一世孫宇迦
 都久怒定國造とあり
 其子孫速野今國造
 小島今國造の家
 の残り此國造と紀伊國
 の國造と名あり
 此世の國造と名あり
 此國造より上り神壽
 詞を奏し良觀儀
 純日本紀記すあり
 大社の祭は毎年十一月朔日
 より十七日まであり其祭の
 儀は海若の神の奉
 養して意記神とあり



出雲國大社祭禮の
 龍蛇神の海より上る處

花所隣春
 生
 木

其時とて海より船伍
 の小濱より來り其時
 湯子海面小沖のころ
 小島の津出さる如く波高
 るとて風起て打身
 り浪あつて小舟より來り
 社家祭盤の上雲州方
 言お神庭貞和名ホメテ
 濃名馬尾葉とて海州
 を敷て汀小舟を龍蛇神
 水とてれ登り膝より
 少も動くことなしとて
 持打神神代卷に猶大社の
 由来と記龍蛇神の古事
 家にも載大國主神世記
 本妻本を其子孫神代
 比須多傳も記大社の圖
 とて記し此書に附録と
 なすとて記し此書の
 系言下卷より用ひたる
 是書其の國國をたて
 たりとは是書と聽て我邦
 の神國を以てたるとあり



古事記の記
下天穗日
命天照大神
神皇御子
命天照大神
出雲國造の事
出雲國造の事
出雲國造の事

あまのひの時ふ。これと賜ふ。日本武尊と皇大神宮不獻。葦雲の劍
と乞受たむひたれ。倭姫命との牙と緋の囊ふ納く。八尋の機殿ふ宗祭
たまひ。是ふ於る。二神の岐神と郷導と。天が下や周
流削平げ。命お逆ものあまの。ことごとく。斬戮歸順りの宿舎。普徳化と布
功成ての。後天ふ昇て復命白。奉ぬ。その経津主の神。今下總國楯取郡
楯取の神宮。鎮座。春日の社。第二殿ふ之と齋とをす。出雲國出雲
郡。和加布都努志の神社あり。建御雷の神。常陸國鹿島郡鹿島の神
宮。鎮座。大和國山邊郡石上ふ坐。布都の御魂神の神社是なり。
春日より第一殿ふ之と齋奉る。初ふ遣さる。天穗日命。出雲の國
造。遠祖少。進雄命より六世の孫る。その神の大國主の神。婿て

國造諸國
てその國と
つるつるの
稱あれ。悲
仁帝の御世
野見宿禰
宗不修て
朝庭の御
名義あり
いんごろ
これら
此の
後天の
宗不修
の事

三年ふあるを復奏さる。ことこの忠誠より出ること。出雲の國造が神賀
詞。高天の神王。高御魂の皇御孫命。天が下大島國を事避奉。時出雲
臣等が遠祖。天の穗日命。國躰に遣。時天の八重雲と押別て。天翔
國翔。天の下と見廻。反事申。中。已命の兒。天夷鳥命。布都努志の
命を副。天降遣て。荒る神等を撥平げ。國作。大神と。婿鎮。大八
島國現事。頭事。事避。一めてた。云。その天穗日命の功績より。大已
貴命の祭祀。天穗日命。主とら。その子。天夷鳥命。下。これと受嗣
し。それより世の國造。つる。朝廷。この神賀詞。白奉あり。國造
といふ。久迹。都久里の久里の約の幾。同音の古。轉て。後。音
く。さうともい。俗。く。と。約。一國。と。め

開治する。久迹の都古といひ。一縣を作治するを縣主といひ。天ヶ下を造治
たると大國主といふ。上古の稱あり。神武天皇の始。天ヶ下を治すまひ
時あり。神武天皇の御時。天穗日命十一世の孫
宇迦都久慈を國造。小定まひしと始とて。成務天皇の御時。天ヶ下を
盡く天子の御領となす。まひ國造の僅。其一所を賜て神事ふの預。こと
なり。仁徳天皇の御世。縣を郡とて。郡司を置られ。即國造を郡司
となす。文武天皇の御世。郡司の外。神事を兼行せられ
る。神事ふこと。公事を關。有。桓武天皇の御世。國造
は唯神事を掌て。郡司と別あり。今の出雲國。國造。往古。天穗日命の後裔あり。大社の神事を司。其家今。相續て

断絶する。わのき。から例。異域あり。其往昔の國造。縣主を
かの封縣の制の如く。成務天皇の御世。改革。唐土。秦の始皇の建
る郡縣の制度。似。右大將。賴朝。卿。日本總。追補。使。た。まひ
より。天下。諸侯。の出來て。往古の様。立返。め。四方の。警衛
全備。磐石の固。なり。ぬ。此國土。擁護。せ。神の。幽計。由。の。あ。す。
神器。世間。を。照。寶祚。天壤。と。與。窮。なく
木花開耶姬。を。嘲。靈威。を。産室。不。證。す
爾。天照大神。と。高皇產靈尊。の命。より。天照大神の御子。正勝。吾勝。速
日。天穗耳尊。不。詔。た。り。今。葦原の中國。を。經津主神。と。武甕槌の神。平。訖
ぬ。と。申。ふ。降。ま。ひ。知。め。せ。と。り。けれ。忍穗耳命。答。た。ふ。

かひてより其命、降りて降ぐと装束する間、子の生出り、其名を天津日高彦火瓊杵尊と稱す。此子を降べしと白れし、此御子の高皇産靈尊の女栲幡千千姫の生む所と云ふ。抑この天上に高間原と云ふ所あり。高と云ふは蒼天をさし、いは稱原といふ。廣平なる所をいふの稱ありて、これ則日輪世界あり。天照大御神、天地と共み無窮。此高間原に坐ありて、天地の間と照臨し、御神ありて、世界のゆる國々此御靈と蒙らざる處あり。天地の限の大君主ありて、世に無上至尊と云ふ。此大御神はゆるゆるける。是れ於て、此瓊杵尊降るべきに議定たり。天照大神より、天津日高彦火瓊杵尊、八尺勾瓏と八咫鏡、葦雲劍、三種の寶物を賜ひ、殊に御手、寶鏡を持し、此寶鏡を視んと、當ふ吾を視るが如く、與小牀と、同う一殿と共ありて、吾御魂と爲。吾前を拜が如く、齋祭と詔り、此三種の寶物

の中なる玉は、是皇統系脈の天璽なり。鏡と劍は、萬世守護の神躰なり。天照大神は、此土に降臨し、まへすと雖、其御靈は鏡に坐し、進雄命は、世に頭現し、まへすと雖、御神は劍に止り、故に御鏡を伊勢に、天照大神と崇奉り、神劍を尾張に、熱田大神と齋祝し、永く國家の擁護と爲す。まへすと雖、神に裂衣、御魂と云ひて、祀奉る社毎に、御魂を裂て在り。佛家も分身として、佛の身となり、裂て現出するも、此裂御魂と云ふは、凡人と雖、死後、子孫の誠の意あり。これを祭祀と云ふ。其死する祖宗の識神に、人主を託て、これを受ると、必有べきことなり。況や、日此大神の皇嗣を、祐護し、まへすと云ふは、此御魂のゆる、此鏡と劍に止り、たまはらんと云ふは、然るを、まへすと云ふは、玉の温潤仁惠の徳を、表鏡は、清明正直の躰を、表劍は、剛利智斷の行を、表。此の如き、皇天皇祖の授けし、まへすと云ふは、神器の護と云ふ。

素より智を以て争べらば。カを以て競つる。此唐土諸蕃の王種常々。君臣の分正うらざる類と。豈日と同う。語べらんや。天照大神。此三種の寶物を授けらる。乃ち中臣の遠祖天兒屋命。忌部の遠祖太玉命。稚女が遠祖天鈿女命。鏡作の遠祖石凝姥命。玉作の遠祖玉屋命。凡て五部の神を配侍し。復天兒屋命と。太玉命と。勅命らる。汝等二神同く殿内侍。善防護となれ。乃ち吾高天原御。齋庭の稻穗を以て。吾兒當御と。因て皇孫勅。曰。葦原の千五百秋の瑞穂の國。是吾子孫の王たるべき地あり。宜く爾皇孫統る治べ。行や寶祚の隆。當り天壤と。與ふ窮なきんりのどの。是より。此兩々藝命。此葦原の瑞穂國。降たまらん。是行装を整えらる。大伴の連。遠祖天忍日命。久米の連。遠祖天津久米の命。此神

ち天の石勒を取負ひ。頭椎の太刀を取佩。天の波士弓を取持。天の眞鹿兒の矢を挾。御前あま。仕奉る。先驅者還る。曰く。一神あり。天の八達之衢。居る。是は鼻長七咫。背の長七尋餘。口尻明輝。眼ハ八咫の鏡の如く。眸子の絶然と。赤酸醬に似たりと。白より。徒の神を遣て問ふ。皆其風采を憚る。誰何と問ふ。顧て天鈿女命を。汝も手弱女。目勝面勝て。彼を蔑視する者。汝往く。と。問へ。と。勅られ。天鈿女命。疾もその御意を得。聊も臆。其状態。乃ち衢の神。乃ち前へ往く。乃ち其胸乳を露し。裳帯を臍の下ま。抑垂し。いさ。畏懼氣色も。笑嚙て立。けり。衢の神。其潔清洒落なる容止を視。速も。天鈿女命。を。問て。曰く。天の鈿女

汝が如此なる何の故とや。鈿女對て天照大神の御孫の行幸したまふ道
路みかくして居者の誰なるぞ。吾ハ勅を奉。其名を問ひんが爲み來りたりと
いひたれば。衢神對て。吾もそれ天照大神の御孫の葦原の中國へ降臨したまふこと
聴き。迎奉んが爲み。此み待奉り。吾名いこれ猿田彦大神と稱す。天鈿女復同
て曰く。然らば。汝先啓て行んや。將吾汝み先啓て行ん。猿田彦對て。吾先啓行仕
まふらん。天鈿女復問て曰く。汝啓行て何の處に到んとする。皇孫の何處に到着た
まふべきとや。對て曰く。天神の御子の筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯に到り
まふる。その後吾ハ伊勢の國なる狹長田五十鈴川上にお到り待奉る。一
とぞ申ける。その後皇孫天の鈿女命お詔しまはる。かの御前にお仕奉り。猿田
彦の神を發願せし。汝みこれ伊勢國へ送致。猿田彦が妻とあり。

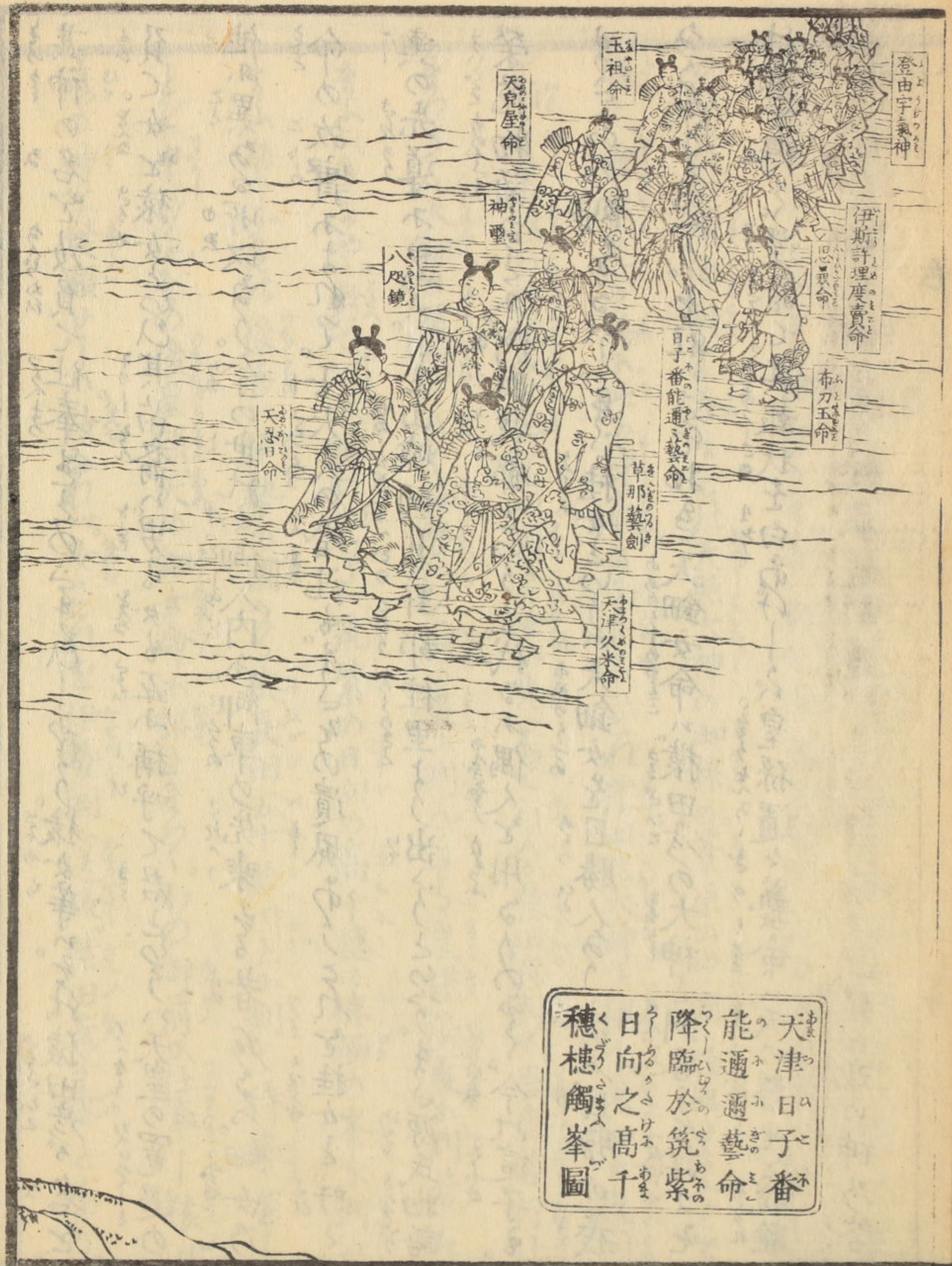
其神の名を汝負て仕奉るといふ事。一。あやう猿女等。これ猿田彦の名を
負て女を猿女といひ。其苗裔の男も女も互に稱呼て君といふ。天皇の電遇の
他不異なる所以なり。今の世に女御入内。御車の先乗者。若ら。鈿女乃
命の故實およれ。士大夫の婚禮も。まことの遺風あり。これを桂女と呼
ぐ。輿の先導おころひ。いと山城國葛野郡桂里より出たりといふ。ま。源氏物語
榮花物語など。阿麻我都といふも。代る偶人を用ひのま。今に這子も。
ま。この例をみるべし。ま。桂女といふ。天鈿女を目勝人ありといふ。目勝の義
ま。ま。とらり。それいさおき。天鈿女命の猿田彦の大神。同呑く。詳を
此意を得。還詰て。其報状を白あげ。皇孫通々。藝命。天の磐坐を脱離
た。ま。天の弥重棚雲を稜威道別道別。天降る。猿田彦の神乃啓



猿田毘古神

天宇受賣命

日向國高千穂之穂觸峯



登由宇氣神

伊斯許理度賣命

布刀玉命

日子能通藝命

草那藝命

天津久米命

天兒屋命

神璽

八咫鏡

天孫日命

天津日子能通藝命
 降臨於筑紫日向之高千穂
 穂觸峯圖

行の隨ま不ず筑紫の日向の高千穂の穂觸ほふの峯みね不到たげまひたり。天あまの彌重やへ棚雲たなぐもといふ風の
ままああくく往來わうらいして雨あめとわたり雪ゆきとなり。まま露霜るしもとある白雲くもああららるる萬物ばんぶつの體たい不ず透とほり。
人の呼吸こそとわわるる精粹しやうさい氣きああららるる。人ひとのままの氣きの中なか住ありて此氣こゝろを知ららばばといいふふも仰あや
ぎぎいいんんまま青あおくくと天あま上かみ充み満みする。所ところ謂い蒼天そうてんの大氣たいきああららるる進雄命しんゆうのみことの御歌みうた不ず彌雲やぐも
起おこと詠よめるるひひもも此氣こゝろのことことを神かみにに此氣こゝろ不ず乘のりてて虚空ここんを往來わうらいせせららるる。それ
より天鈿女命あめのつひめのみことのま様田彦さだひこの神かみを送おくりて伊勢國いせのくに度會郡たぐいぐん五十鈴川いすずがは上かみ止とどままるる。ままももこの
高千穂たかちほの峯みねといいふふ。それとああららるる二處ふたところああららるる。と紛まじららるる。ままのま今いまもも高千
穂ほの峯みねといいふふ。日向風土記ひゅうがふうどきにに記しれるるる如ごとくく白杵郡しらきぐんああららるる。ままのま今いまもも日向
國ひゅうがのくに白杵郡しらきぐん知保郷ちほくさうああららるる。ままのま今いまもも日向國ひゅうがのくにの北きたの極きよくああららるる。豊後國ぶんごのくにの塚つかああららるる。其その辺へをを今いまも
高千穂たかちほの庄しやうといいふふ。ままのま今いまもも諸縣郡しよせんぐんああららるる。霧島山きりしまやまといいふふ。此山こゝろは日向國ひゅうがのくにの

南みなみの極きよくああららるる。大隅國おほむろのくにの塚つかああららるる。東西とうざいと分わかれる。峯みねニにツつららるる。西にしああららるる。峯みねハ大隅郡おほむろぐん不ず属ぞく
也なり。霧山きりやまとも霧島山きりしまやまともいいふふ。東あづまああららるる。峯みねハ日向國ひゅうがのくに諸縣郡しよせんぐん西にしああららるる。大隅國おほむろのくに
贈おくり於を郡ぐんああららるる。東あづまああららるる。峯みね殊こと不ず高たかららるる。鉾この峯みねといいふふ。頂たか不ず神代かみよの逆さか矛やぶとと立たちちるる。
諸しよのりりのこれこれを拜かむむ。語傳ことづてと云いふふ。伊那那岐いななき伊那那美命いななきのみこと天浮橋あまうきはしの上かみより霧きりが
海うみを見下みくだるる。ままの島しまの如ごとくくいいふふ。物ものああららるる。天あまの沼ぬま矛やぶを以もつて檢探けんたん。ままの所ところハ天降あまくだと
ままひひくく。ままの矛やぶを逆さかしし。ままの下したしし。ままの霧島山きりしまやまといいふふ。ままの由よしああららるる。
ままの土人つちびとのいいふふ。ままのこの通かみ々々藝命げいのみことの御古事みこことを彼二柱かのふたはしらの神かみの御事みこと不ず混傳まじり。倅せああららるる。
かれハ白杵郡しらきぐんああららるる。高千穂山たかちほやまも諸縣郡しよせんぐんああららるる。霧島山きりしまやまも俱ともハ古書ふるまがよよ之の現げん。凡ま
おおららるる。處ところああららるる。皇孫みまろの命のみことハ降臨かみくだりたたままひひ。御跡みあとハ何なにををららんん。決けつままるる。其故そのことを
ままの書紀しよきのま高千穂たかちほとと穂日ほひ二上ふたかみといいふふ。異山いざんああららるる。高千穂たかちほハ白杵郡しらきぐんああららるる。ままの

穂日二上の霧島山とするに於て二處とも其御跡といふべきこと。風土記曰杵郡
やうて高千穂の二上の峯とあるに二上も杵郡なる方とさしとるに又書紀にも
襲之高千穂の峯とある。襲ハ大隅の地の名をさす。此ハ高千穂といふも霧島山の方と
あるにさしこれ然るに杵郡曰杵郡なる高千穂山と今時二上山といふてまこと此も
中央の峯二ありて然るに登き山なりと國人語をす。二神明神といふもなり。
穂日村穂觸が嶽といふ名もなりとて然る名もハ後世に此をさるも知ごけ
まハ證と爲さしけまこと。風土記ハ二上の峰とあり。凡て風土記ハ正しく其国
古き傳説と記せるものなるに。此杵郡なるものを記て霧島山の方を記さぬを
かりぬ。霧島山ハ非るが如くなりまこと。古の風土記ともハ。たゞ書記の釋もハ仙覺
が萬葉鈔等ハ往々引つるのまこと遺るに。全きハ傳らざれば其餘の書ハ霧島

山の事も記さしけんを。彼書どもハそれと引洩されたるもハ。今知ごけ。
霧島山の方も正しく峯二ありて二上より凡て古に二上山といふハ皆峯二ある山
なり。まこと峯ハ登る。稲穂の粗と投散しく。路の開晴あるといふこと。今現
ハ霧島山ハ遺る事も。風土記ハ杵郡の條ハ記さる。まこと神代の地
名も多く大隅薩摩あり。彼此を以て思ふ。霧島山も必神代の舊跡と聞え
まこと杵郡の郡なるも古書どもに多くまこと。今も正しく高千穂といひて紛
あく信ハ直たさる地と聽もまこと。ハ。何とそれと一方ハ決ごけなり
と古人も疑ごまこと。今彼ハ遊ごまこと。説とまこと。日向の高千穂の山ハ住民も
盡神の苗裔なりと自いひ。他處ハ決ごけ嫁娶せハ。男女の風俗も大
ハ異ごまこと。今ハ白麻を衣服と爲。染色を用ハ。男中も袖の初らま

衣服を着。髪も惣髪中後へ垂る。その地乃祭禮も何と云へ古代の遺
風多きよりいへり。かゝる事ハナクそその地此口碑ハ昔の實事ハ存りの
や。且風上記也。高千穂と云るものに於て考まは決りこれ峯ハ降臨
たすひり。そのとすべし。霧島山のくも。すこ神代の跡とわりのれど。
其土人ハ尋たらんハ言傳ふること此古の證と云べきもあらざるなり。
いづきあもいへし。猿田彦の大神明。此日向國ハ皇國を帳郭る基なる地
と知。伊勢の國ハ皇大神の御魂を鎮坐奉るべき所とこれを昧るる太古に
定まき。此地ハ隱く以て皇運の發を待果して其裔孫太田命倭姫命
遇て佐古久之呂宇遲の五十鈴の川上ハ是日本國の中も殊々勝る地處なりと
申す。度會の宮に齋祀奉る。其靈智の透徹。凡愚の測度べき

どころみゆ。天壤と與ハ窮なき寶祚の基と建つこと。此の如く煥明ハ
靈異あるハ全世界ハ比類あること。諺ハ伊勢と日向の物語。此事ハ
傳ふるなり。瓊々藝命ハ高千穂の峯ハ降臨す。その所より遊行。浮
渚わるところハ立せしむ。熟覽つ。荒世不毛なる處。宮居
と建べき所を。地ハ住まふべき邑と。何れと不見。行去す。吾
田の長屋の笠狭の寄と。今の日向國宮崎郡ハ高千穂の南と去
二十里。所ハ到す。其地ハ住居する者。其人ハ古の事と謀る
ハ智惠も道德も。國中ハ勝る。土人ハ古を呼。事勝國勝長狭
と。號たる。皇孫そのよと聞。古の長狭と召。吾宮居。地
ハ何の處。可くんと問。長狭對。此ハ善地の。且ハのれ

日向國高千穂二上山の祭と
觸り祭の行装の圖



華所隣春盡
中

日向國高千穂二上山の祭と
土俗鬼八祭の鬼祭といふ
毎年六月廿八日十月廿日
と色を行ふその行装の直先
六尺棒と持たるりの數多
續く陣鐘を荷くこれと打鳴し
その次小薙刀を携ふる者
つぎも野服あり袴褶やうの
物と着脚絆せとれた袴と
かひくふくといふこと
神輿三躰その地比
卿士府上下と着両刀



帯。左右の警衛するあり。神前あり。
 峯が八つ谷九の戸がひより鬼のまき
 あらうだの里。とり歌を操返しうて
 せやを。すくのこと。しつあも 古代の遺風
 ありて殊勝ありとぞ。此土よまむりゆ。
 大く農民あり。男女ともこふ圃しる。
 ふくその衣服も。同く袖廣くして
 袂とあを。袴褶やの物を着
 女の髪を左右へ分角子あり。
 裂る麻を以て上よ
 巻あげ。四角ある櫛をさし
 男の他所へ行ことあまふ。
 必刀をさし。これらのこと。
 まく神代の様の遺る
 りのあら。麻苧を多く
 作り粟。稷。黍。蜀黍。甘藷
 うどを作。常の食料とす
 とり。詳あるよ其地の
 人ふ問下。



穂觸の
 農民此
 圖

出の農民の遺風をのりて
 神代の様の優美あるを思ふ

故原清春作
 神

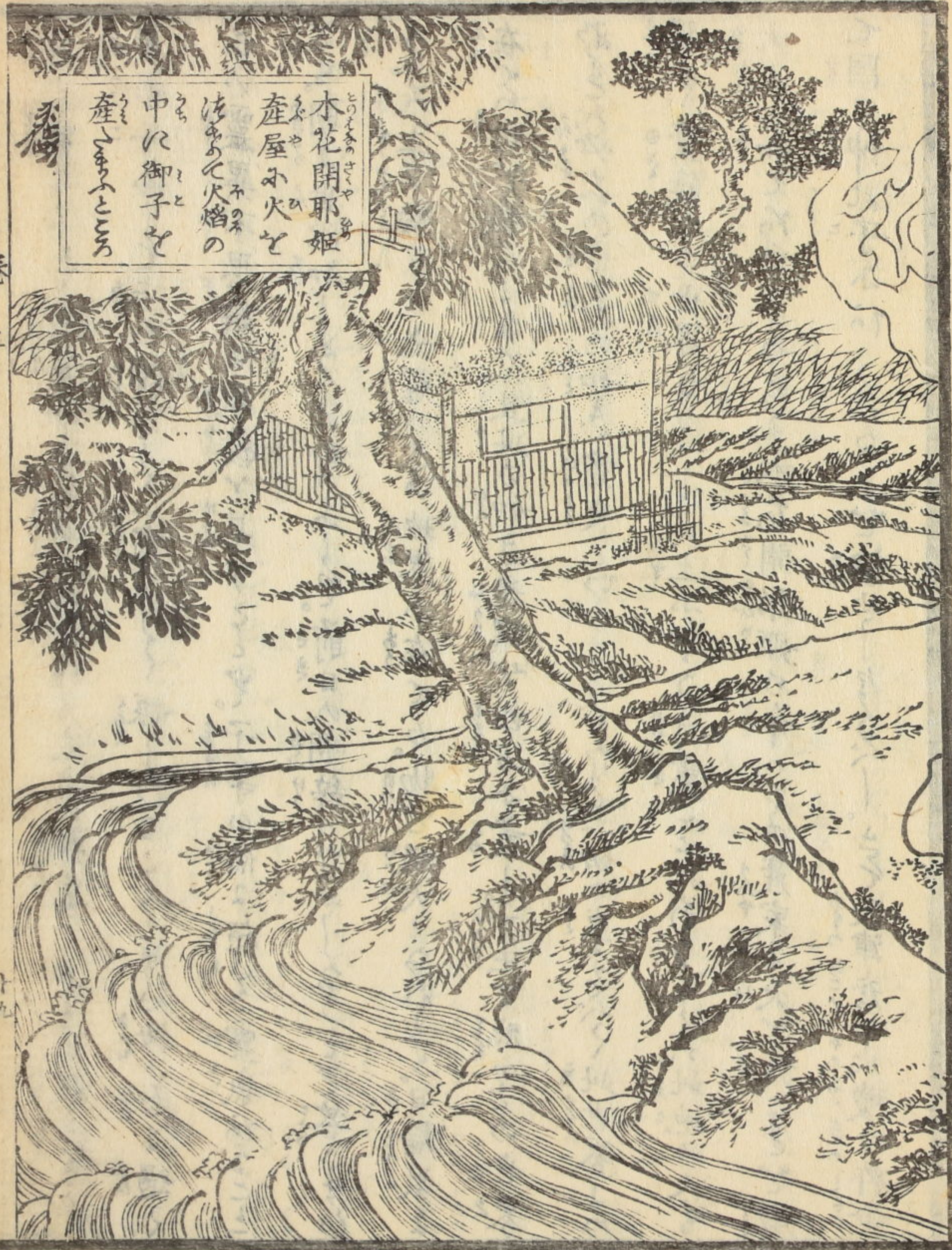
長袂が領するところ此國內も。何處もいそ。皇孫の御意ふ合ところ奉らんと
 申けむ。皇孫のこの長袂は従く。宅地を撰び其處に留住れり。一日
 皇孫外に出さず。一人の美女子を見さす。去の美人の名を鹿葦津姫と
 の名を木花の開耶姫といふ。皇孫去の美人に逢たまひ。汝は誰が子と問さす。
 乃れ。妾は大山祇神の女なりと對皇孫ま。問さす。ふ。吾が妻と為んと
 欲が。汝が意いふ。むと。乃りけむ。妾は大山祇神の父の在ぬれを私さ。いふ。何と
 申が。や。姉は磐長姫といふ。ゆめ。の。を。それと實さ。已が。こ。の。ひ。が。と
 對さ。去の木花開耶姫が父の在らぬ私に對さ。と辭さ。姉を實て。嫁に
 と對さ。婦女子の節操正く。且謙遜の徳を具。後皇孫の嘲を聽て。産家不
 火を放。燄の中。御子を産さ。勇断に漢土の昔。魚と。に。婦女子の

龜鑑とちりきりなり。我邦よ。天孫降臨さまへざる以前より。かゝる傑出たる女子の生るも。全く此國土の他。最秀靈が致ところ。ふしう。白王大神の。吾兒の王たるべき地と。豫てより定まひしる所以あり。今駿河國富士郡淺間の神社に奉祀とらるの御神に。去れ木花開耶姫命。小まりく。婦女子のを尊崇奉づきそのあり。木花開耶姫命。かく御對申せしに。よて。皇孫の大山祇神の許。女を得て妻とす。たまらんよ。その遺さき。この。大山祇神。大は怡々。百取の机代の物と。數多く取持づき。種々此物を具く。今の嫁娶の聘奩好貸ならぬ。如き贈物と持し。奉し。皇孫と。此姉の甚凶醜。不見畏て。之と返やせし。唯弟木花開耶姫と。たまひし。石長姫。大は慙憤て。り。皇孫妾を介たし。御さ

も。生るん。御子の壽永し。磐石の常磐。存がぶ。な。今既。然らず。唯弟獨御。たまふ。の。生る。御子の。木花の。俄。遷轉移落。が。如く。な。ん。を。詛ける。大の。磐長姫。が。二人の名。を。詛する。心の凶醜。其面。不過。ること。皇孫疾察。良。ふ。ところ。なり。天上。其。壽限。う。と。雖。瓊々。藝命の御齡の極。く。長。も。既。其。壽の限。ある。大の。地。一。降臨。たまひ。千七百餘歳。を。過。し。能。御子。彦火。出見尊。五百八十。歳。鷓鴣草。不。合。尊。の。僅。百四十歳。と。い。天下。知。あ。と。あ。此。年。數。る。べ。然。ら。され。二千七百四十餘歳。と。い。ふ。合。が。い。の。ぐ。ま。り。も。神代。の。事。此。年。の。數。あ。今。あ。り。明。知。し。其。後。の。天。皇。の。ま。御。齡。の。長。も。大。の。範圍。で。出。た。ま。は。し。漸。次。短。促。り。た。ま。は。し。

よの磐長姫が詛は由といひど。ゆゑ然るころのあはれん。是は乃天上と下界と
受得する身躰。自差等相違はる所以にて。決して一婦人の拗戻たる
詛は由りのないゆゑに。されど婦人の心の偏僻する。咒詛の殃あること。古今
その例なきもあはれ。然るにこれこそまさしく後世の誠となすべきことなり。
さるく木花開耶姫命を留まひく幸せしむ。一宿小く有身まひたり。
月累て將小産んとす。たまふべきこと近くなりて。木花開耶姫再皇孫を見えて。
妾の天孫の御子を孕む。公を私に生べきまはる。後をこそを奏とゆりたまはむ。
皇孫聽さまひく。いくも天神の子なりとも。一宿ありて娠あり。何んや。それ
吾子ありあらざるべしと。嘲嗤さまひけむ。木花開耶姫命はよの御辭を聽
て甚く慙さまひ。將小産んとす。小臨し。還小八尋殿とて。狭小室屋を

造せり。誓て曰。吾娠とを後。り。され國の神は子なりん。吾身も俱
小焼止あん。是實は天神の御子なり。必全く生さまはる。といひて其内
に入り。自その室は火を放り。焚立する。火焰の初て燃ると均く。初声高く
發さまひ。生出する。御兒を火進の命と稱し。次小火の盛は燃る。ゆゑに
生出たす。ひしを火明の命と稱し。次小生出さまはる。御兒を彦火々出見尊
又の御名を火折命と稱し。奉る。かく一産小三柱の御子を生さまひ。終る
後小木花開耶姫の命は火燼の中より。縦容と立出たまひ。皇孫小對し
のこま。あまの。妻が生り。御子及妻が身。火炎の中あり。たがら。其難小
罹らず。少も損傷り。となく。三子とも健あるを皇孫堅くまひ。
やと稱され。皇孫のこま。吾の本より。是吾兒あること。い知ぬこと。も。



木花開耶姫
 産屋小火と
 法あて火燭の
 中に御子と
 産くまふと
 不備



り一宿より有身するを疑ひのもつらんかと顧慮しあを衆人をて
是吾子ありて天の神より一宿ありて娘むること。あは汝が吾は遇
ふの靈異不思議の威稜を見すこと。子等の倫は超る靈氣あること
也。明は世に知りあんとわりあを。前日の朝辞はなせしあうとど答へまひ
る。天上日輪界の光耀はあこの地界不在なり。物を燬火とあれども。日輪界は
在る物を燬るごとく。且此の如き光耀を四方に護し。下土を照りこの世界
形も必あこの世界の如き晝夜といふこともなく一切の事をこく此世界は
勝る。豊饒なる世界なるべし。天上おかつ奇靈とこれあること。此地の人も
大古に知てあし。ゆゑは。木花開耶姫の命。その産家は火を放ちて燬
て国の神は子あはらざることを證せしなるべし。さて天津彦彦火瓊瓊杵命

も此日向國不在し。御世を治さるること年久のやうが。あこの地界不在。天上
界の如く窮むるを壽を保ちてあはらむ。故は既而降臨し此地界の主とあり
たはひぬまは。漸次は肉身の化は歸さるべし。以て老死の變は道さるべし。あ
はらむと終る山崩御まし。其御陵は日向國の埃山不在。雖太古に薩
摩大隅の國とも日向國といひふら。此御陵は今の薩摩國類娃郡にあり
とす。御子のうち兄火闌降命はあこのづうう海の幸あり。弟彦火々出見命は自
山の幸あり。あは時。兄火闌降命。試は幸を易んとす。あこの意は任て易
まひ。各其利を得む。兄命これを悔む。弟命の弓箭を返さ己が釣をと
し。弟命は魚の爲にその釣を失ひ。尋覓まし。あはけまは。
止こら得む。別は新ある釣を作し。與けまども。兄命は昔に

受ずし。その故の釣と返べしと頼小責の弟命にこれと云ひ
たしめて己が横刀を鍛く新なる釣を多く造らせ箕一ッ小盛て與
かども。兄命をその我故釣にふるを忿て。多しといふも受ずして
益復急責小彦火と出見命に深これと憂苦さしひ釣を失する海畔に
行躊躇て吟きたしひし時滄海を知看ととりの進雄命の靈威に
よると。今薩摩國類娃郡枚聞の神社に和多都美明神と祭ととりの塩
土の公羽の教導小従て海神豊王彦小會て赤女が口より失する釣を得し
ちひ刺豊玉姫を取て海官より歸さしひ得ととり此釣と兄小授兄命小悔心
を起さしめて遂は服さしひけるより兄命に還退て弟彦火と出見命日嗣の位を
受さしひく。世を治さしひく。それ妃豊玉姫の生さしひ所の御子を彦波瀲

武鸕鷀草薮不合命と稱す。彦火と出見命。天が下を知しめす久くして
崩すぬ日向の高屋の山北上の御陵に葬奉るその御陵も今ハ薩摩國
阿多郡と大隅國肝屬郡ととも小鷹屋郷といふにありて高千穂の峯の西の
方ハ大隅國をこふ此御陵ハ其二境の相接ととろふあるべしといふ。彦波瀲
武鸕鷀草薮不合命ハ玉依姫と妃とたしひく。彦五瀬命。稻飯命。三毛
入野命及神日本磐余彦命。凡て四男を生せさしひ御世久くして鸕鷀草薮
不合命ハ西州宮小崩御したまふ日向國の吾平山の上の御陵に葬奉ること
も今ハ大隅國始羅郡の山となす。此三御代の間ハ漸ハ幽顯分界し
幽冥不在すところ此隱身の神と世間不在ととりの顯露たる人と漸ハその
界と分る。神ハ必幽冥不在し。人ハ見さるるを深く隠て國土を擁護する

ことこのもなりて自神と人との差別は立つるなり。よるを神日本磐余彦命よ
と後ぞ。人皇の御世と稱奉るなり。此の如く天上界より國を闢基て建ふは
天地と與ふ窮なき。天皇の御位あるが故も。あまを天つ日繼ともいひく。此全
世界中の冠する。世界惣本主の皇位と稱奉るなり。往歳尾張の國は人の
魚日西亞の地は漂流せり。日本は神の助る國より尊き國なりと魯西
亞人の言ふより記さる。遠き異方の人すらやあまを知らざるを
我邦の人此。その然る所以を辨ふるは如何なるゆゑや。あまけん
つと不審きものとあまなり。

日本國開闢由來記卷二終

日本國開闢由來記卷三

指漏漁者編

太祖東征の功績に依りて天業を宇内を恢弘

昔は日神の威を負り影は隨て賊虜を壓躡

神武天皇と神日本磐余彦天皇と稱す。彦波瀲武鸕鷀草葺不合命の
弟四の御子なり。母は玉依姫とまを。我邦の太古神も人も皆私情
なきを。必兄を以て世を嗣ことをせむ。唯其徳の優りのを撰ぶが故に。
兄五瀬命稻飯命三毛野命を置く。立て太子となり。さゆみ天皇生るが
あまの明達意確如く。ゆも長となり。日向國吾田の邑吾平津
媛を娶りて妃となす。手研身命を生る。年四十五歳あり。あまの時

其兄五瀬命等と。御子手研耳命と高千穂の宮に坐し相議さす。此日向國ハ邊僻あり王化を普く天下小及ぶ便宜より何の地も遷るく大業を成就せん昔我天神高皇產靈尊と大日靈尊此豊葦原の瑞穂國也我天祖彥火瓊杵尊に授さす。是小於て彥火瓊杵尊天の磐坐を離色五百重に雲を排闥き御前を駐蹕し此土小戻止たまひ運ハ鴻荒小屬時ハ草昧小鍾ぬを唯其宅蒙たるすけ淳素なる風俗小隨ひ唯專一正直の道を養ふ。此西偏小在て世を治めたまひ我皇祖皇考のつぎも神聖小す神聖小す神聖小す。慶を積暉を重て多の年所を歴するも天祖の此邦小降跡さすひてより以來今小速て二千四百七十餘歳るれども遼邈ある地ハ猶いさ王化の德澤小霑す村落小

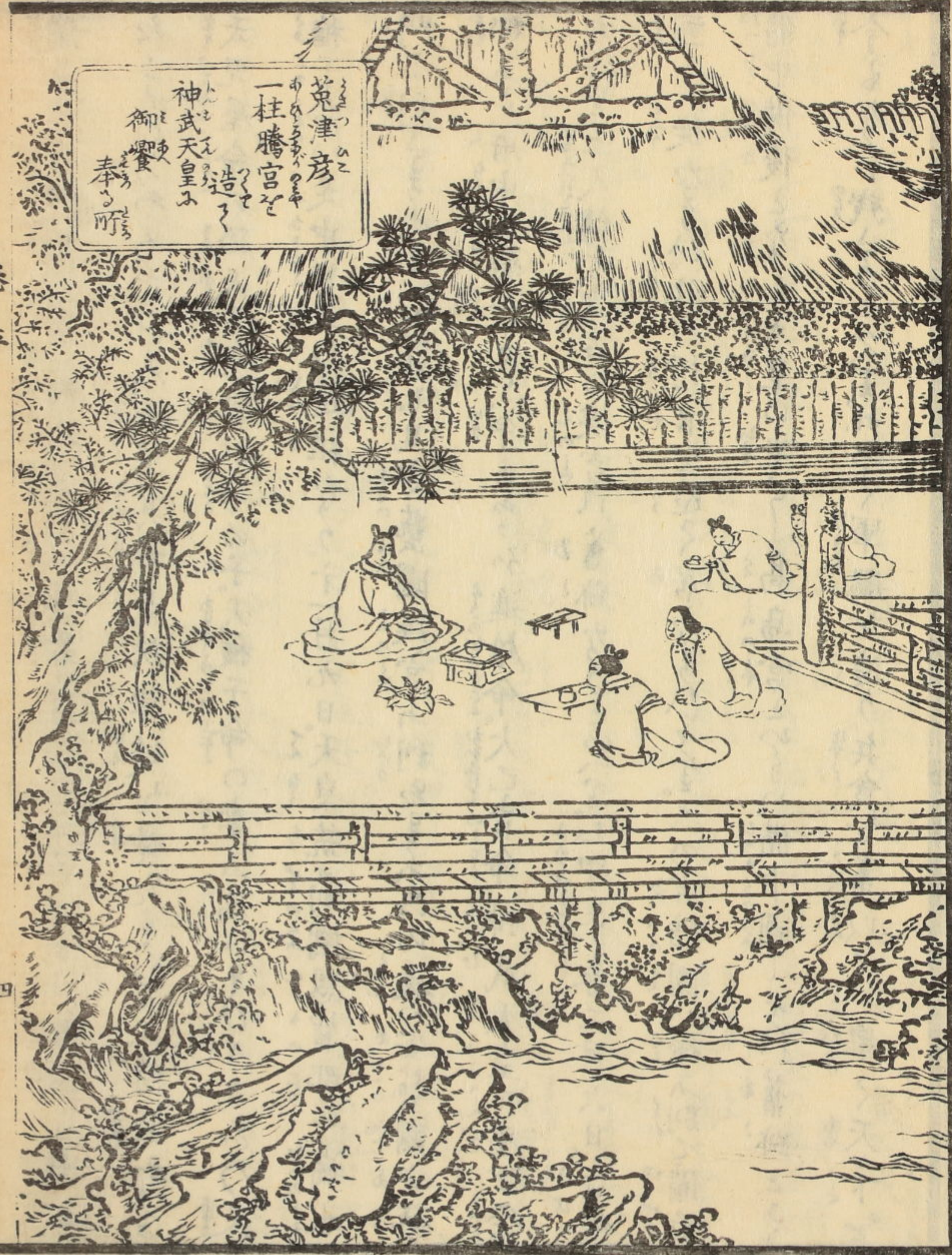
各自君長ありと稱す。決心り疆界を分て相互小凌燦りの多うて治難し。昔吾塩土の老翁小聽たること。此日向國より東の方に當て青山四方に環回く山河の風光擅美き美地あり其中小天の磐船小乘て天上より飛下し者ありといふ。吾謂小彼地ハ天業を恢弘く天下を光宅とす。可き地也。蓋六合の中心なる也。厥飛降しといふハ察小是必饒速日也。彼ハ天の神也。御祖の詔を稟て大虚空を翔行ふの郷を巡視く河内の國河上の嶂が峯に天降て倭國鳥見の白庭山小遷居と聽も。是是はなる也。故小吾も。此地に就く都す。なり。わりの議如何と詔さす。諸兄及皇子も僉曰く詔の旨一理實灼然ふが。臣等も恒其事を念ぬること。速く行くと答奉ける。是小於て太歳

甲寅ふ當一冬十月五日不戎装威整され天皇親諸兄及皇子と帥東不出
て豊後國速吸の水門不到さす時一箇の漁人の艇に乗て來り。依く
粟の忌部の首の祖天の日鷲命を遣て。こゝを見せしめたまふ。答て還
來て復命す。彼此國の主ふ。名を珍彦とす。答て召率て
來たりとて御前見えむ。珍彦天皇小白の臣此海灣魚を釣て居り。が
天神の御子の來とまふと聞故。迎奉んと思とらふ。御使を賜ふ。速
参りたまひけと。天皇問言へ。然らば汝々委く海陸の路を知らん。
我為よ導仕んやとありけし。疾し領掌たりと。天皇の勅ふ。珍彦
小推橋の末を授く。そを捕せ。皇船に牽納たまひて。以て海路の導者
とあり。さるに。されよと名を賜。推根津彦とぞ呼し。めたまふ。れ即倭の

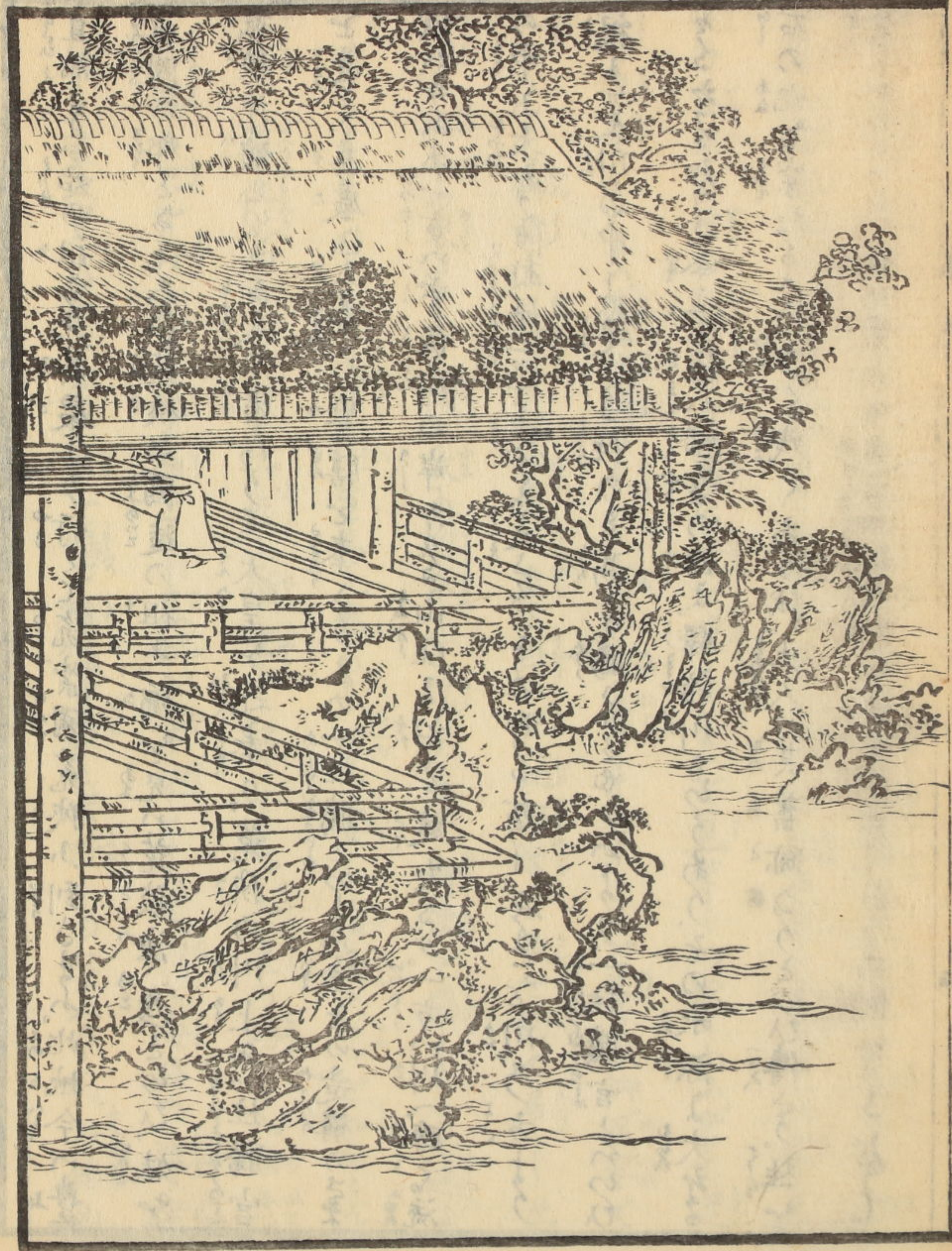
直部等始の祖なり。其處より行きて筑紫國菟狹小到さす。此地今ハ豊
前國の郡とさる。大乃菟狹の國造の祖。彌を兄ハ菟狹津彦といひ。妹を
菟狹津媛といひ。兩人の者ありて。天皇を迎奉り。菟狹の川上ハ一柱騰宮
を造く。其處ハ入奉り。饗膳を奉り。大の一柱騰といひ。今その造構のま
成り。一方ハ宇佐川の岸あり。山趾ハ治く。建たる。一方ハ川臨く。流
の中ハ大なる柱唯一を建く。支するものなる。そを川乃方より
視ま。川の中ハ建たる柱のま高く騰く。とさる。一柱騰宮といひ。
さる。今宇佐八幡宮の西ハ驛館川といふあり。その水源ハ大なる
石の穴を穿たる。多く残る。土人ハ其舊跡ありといひ傳へ。柱を
足といふこと。後の世ハ。左右四柱の門を四足門といふ例なる。

菟津彦
一柱騰宮を
造る
神武天皇
御饗
奉る所

卷三



四



漢土にて一柱觀。或ハ木履觀をいひし。大正の製造小類似
たさりのあやあしけん。天皇其妹菟狹津媛を愛たまひく。侍臣の
天兒屋命の孫天の押雲命の子。天種子命の妻。為たまひけり。是乃天
種子命。是中臣氏の遠祖なり。十一月九日。天皇筑前國恩賀郡の崗水
門に到りたまふ。十二月廿七日。安藝國埃宮に到りたまふ。此の處ハ安藝國安藝
郡に在り。府中の總社と云く。今もなる。進雄命。大己貴命。神武天皇。三座を祭
たまふ。土人傳て太古の埃宮ハ舊跡なりと云ふ。乙卯年春三月六日。吉備
國に徙たまひ。此ハ行宮を造り居たまひたまふ。吉備國ハ後ハ別て備前
備中備後と云ふ。天皇の坐せ。高島宮といひ。備中國ハ其ハ舊跡と云く
今もなる。残る。つらと云ふ。此も軍艦を造り。兵食を蓄。以て一擧ぐ天下を

平んと欲たまひ。その軍備を為たまひけり。三年を積。その軍實齊整。戊午
年春二月十一日。皇師遂り東の方へ赴き。船艦相接。難波の寄。到
り。と云く。奔潮あり。太急。小會ぬ。因り其處を名づ。浪速の國とも云ふ。
浪華。此國ともいひ。今ハ難波といひ。訛る。三月十日。流る。遊て
徑。小河内の國。乃草香の邑。青雲の白肩の津。小つらぬ。今ハ茂田郡の
救方といひ。此白肩の名。轉りなる。夏四月四日。皇師兵を勅。大和國
平郡郡なる。龍田。小越。ことを立野越といひ。今ハ世ハ竜田越
といひ。この異なり。六の竜田の路。狹嶮。人並行。ことを得。さ。還
て更。小東の方。膽駒山を踰。中洲。入。たまふ。時ハ長髓彦。ことを
聞。天の神。子。來。ま。る。ハ。必定。吾。領。國。を。奪。ん。と。の。心。な。る。と。い。は。し。や

あまを禦んとて己が屬兵を盡く。こゝを膽駒山の内なる孔舎衛阪と徴
らまゝの孔舎衛阪といふ。河内郡に屬く。名を草香嶺ともいひ。今乃世ふ
指嶺といふ。其山の麓に日下の里といふ處ありて。和泉國大島の郡に屬
たり。皇師のこの長髓彦が兵と出會う。戦へば皇兄五瀬命流矢に於て射ら
れ。大に痛惱たまひ。且長髓彦が軍強くして。皇師進戦すとあつて。天皇大に
あまを憂たまひ。忽神策を冲襟に運とまひ。曰。今吾のいそ日の神の
子孫ありて。日に向ふ。虜を征ん。天の道は逆り。速に退還て弱さを
示し。神祇を禮祀す。背に日の神の威光を負。影に隨く。壓躡ん。若し
如此為ば。曾く刃に血ぬらざりて。虜の心自敗をん。とあひいひ。食曰。然らば
我日は御陰に從く。いそを征らば。虜の心自敗をん。然らば

神策の如く。虜の心自敗ん。こと必定ならん。と。遷り軍中。命令を下して。且停ま
復進ととなふ。といひて。軍を引く。還たまひ。くれ。虜も亦て敢て逼ん。も
せ。是は於て。御軍の易くと。草香邑白肩の津に引きて。肩を植並
雄詰けり。あは雄詰といふ。男叫といひ。責聲を發て。敵の勇威を示た。ん
あ。後世陣中。時の聲を揚ること。初なり。此草香津。白肩を植
其處の名を改く。肩津といひ。後訛り。蓼津といふ。五月八日。茅津山
城の水門あり。茅津ま。血沼といふ。今乃和泉國なり。時小五瀬命。矢
創の苦痛。大に進たまひ。くれ。劍柄を握。憤激雄詰して。曰く。吾の大丈夫あり。之
賤奴の為。傷を被。報がして。死ん。ことの悔。大に慨嘆。とまひ。進
紀伊國名草郡の龜山といふ。地あり。五瀬命。遂に軍中。死。た。天白

熊野なる荒阪の津に皇船を泊らまひあり。荒阪の津亦の名を丹敷の浦ともいひ。今ハ濱の宮といふ。新宮を距ること三里許あり。六の慶より陸に上りたまひ。その濱の宮なる丹敷戸部といふ兎徒を誅す。これに勝たまひし。その地より兎神ありて。口より毒氣を吐く皇軍を惱めし。人々おれ中々咸瘁ぬる。よ皇軍復振のこゝて。あやう躡踏たり。然るも其慶に號を熊野の高倉下といふ者あり。ある夜の夢に。天照大神。武甕槌神。葦原の中つ國甚喧擾。響の聴きた。汝往く之を平げよとのこまひされ。武甕雷神對て。臣とさる。み行きたも。吾平國の劍を下さ。國土おのづから平あらんとぞ申奉る。天照大神實み然りと。のこまひて之を諾し。まひるると。武甕雷神顧て高倉下を召て。吾劍と師靈といふ。今汝が庫の裏に置るる。速に取らば。天孫に獻じと

ありければ。高倉下の唯々と應ぬると。夢に覺るなり。六は幽顯分界とて。神と人と此通路に絶て。相視ことのをき。世とありける後なりと。高倉下が性慈忠實を以て。其夢に此事を見せ。劍を下し。たまひるあり。高倉下へ夢の様を奇異の事おかりし。明且を待たむ。速に庫を開て之を視し。果て屋を貫て庫の底板の上にお倒し。劍の落る立ち。おれを取。御陣に参りて進奉る。天皇大に喜悅たまひあり。此刀を佐士布都神といひ。ま布都の御魂と名は。石上の神宮に在といなり。其慶より中洲の大和の國に踰る。ところの路に。嶮紀く。分ける方お知難く。外にお路もあらず。また。諸軍のつみ。て此山を跋陟んやと。志を。棲違。其慶に日ハ暮るあり。天皇も六の事を深く憂へ。や睡たまひ。其夜の御夢に。天照大神

の詔^{ミコトノミコト}。朕^{ミコト}今^{イマ}頭^{カミ}八咫^{ヤマト}鳥^{トリ}を遣^{ツケ}て郷^{ムラ}導^{ミチ}と為^ナんとこのまひ^{マヒ}。夜^ヨ明^{アケ}く空^{ソラ}を
視^ミたまへ。果^{ナリ}して夥^{オホシ}き鴉^{カラス}の尋^ヒ常^{トコ}のよき大^{オホ}なるが。虚^{コト}空^{ソラ}より翔^{トビ}り降^クるを。
天皇^{ミコトノカミ}御^ミ覽^ミして。此^{ココ}鳥^{トリ}の來^キ出^デと。か^カの^ノぼ^のり^り祥^{サマシ}夢^{ユメ}ふ合^アり。大^{オホ}哉^ヤ赫^{ツキ}矣^{ナリ}。我^{ワレ}皇^{ミコトノカミ}祖^ソ天^{アメ}照^テ大^{オホ}
神^{カミ}の基^キ業^ノを助^{タシ}成^スこまふと。有^{アリ}難^{ガタ}さ。いざや此^{ココ}鳥^{トリ}の行^{ユク}こ^こ。從^ツく軍^{イクサ}を
遣^{ツケ}とく。急^{イサ}ふ令^{ミコトノミコト}を傳^{ツク}て。先^マ大^{オホ}伴^{トモ}氏^ノの遠^{トホ}祖^ソ日^ヒ臣^{ミコトノミコト}命^{ノミコト}。大^{オホ}來^キ目^メの督^{ツク}將^{シマ}元^{ゲン}戎^ノを帥^シめ
る。山^{ヤマ}を踏^{フミ}啓^ケて行^{ユク}ふ。其^{ソノ}鳥^{トリ}の向^{ムカ}こ^こを尋^ヒて仰^{オホシ}視^ミて。それ^カを追^オく驅^カり。遂^ツに菟^ウ田^タの
下^{シモ}縣^ノに達^ト到^ト。ある傳^{ツク}ふ神^{カミ}魂^{ミタマ}命^{ノミコト}の孫^{マコ}。鴨^{カモ}建^タ須^ス見^ミ命^{ノミコト}。大^{オホ}鳥^{トリ}と化^カる。翔^{トビ}飛^キで導^{ミチ}奉^{ホウ}
て。中^{ナカ}洲^ノに達^ト。天皇^{ミコトノカミ}その功^{イサノミコト}を喜^{ヨシ}て。厚^{オホク}く褒^{ホウ}賞^{シヤウ}し。たまひ。とめり。其^{ソノ}後^{ノチ}
八咫^{ヤマト}鳥^{トリ}の社^{ヤマト}。大^{オホ}和^ニ國^ノ宇^ウ太^タ郡^ノ置^シ高^{タカ}角^ノの神^{カミ}社^ノといひ。今^{イマ}いふ色^{イロ}を乎^{ナニ}登^{ノボ}古^コ路^ノ須^ス社^ノ
といふ。乃^{ナリ}建^タ須^ス見^ミ命^{ノミコト}を祀^ヒ奉^{ホウ}し。なりともいひ。時^{トキ}小^コ日^{ノヒ}臣^{ミコトノミコト}命^{ノミコト}の功^{イサノミコト}を譽^{ホメ}たまひて。

汝^ニ忠^{チウ}ありて且^カ勇^{ユウ}加^カ能^ネ導^{ドウ}の功^{イサノミコト}あれを今^{イマ}上^{ノボ}皇^{ミコトノカミ}汝^ニ名^ナを改^カる道^{ミチ}の臣^{ミコトノミコト}のへいと
勅^{ツク}ありけ。皇^{ミコトノカミ}軍^{イクサ}を丹^ニ敷^シの浦^ノより伊^イ勢^セの國^ノなる大^{オホ}杉^シ谷^ノ超^スる。吉^キ野^ノの
河^カ尻^シ不到^トこまふと。たふ笠^{カサ}作^スる魚^{イサ}をとりのあり。天皇^{ミコトノカミ}立^タつて。汝^ニ誰^{タレ}
ぞと問^トふ。ひ。うを僕^{オホ}は是^{コノ}苞^ホ苴^ソ持^チの子^コなりと答^{コタ}ふ。直^ナ小^コ阪^ノ順^ノまのわらをたり。
此^{ココ}阿^ア陀^タの鷄^ニ養^{ヤウ}部^ノ。遠^{トホ}祖^ソなり。其^{ソノ}地^チより幸^{サマシ}行^{ユク}吉^キ野^ノ首^ノ等^ト。祖^ソ井^イ水^ノ鹿^ノといふ
者^{モノ}と。吉^キ野^ノの國^ノ巢^ノ。祖^ソの石^{イシ}押^{オシ}分^ノの子^コなりと。追^オふ参^{サン}迎^ウく。從^ツ奉^{ホウ}す。今^{イマ}も吉^キ野^ノ
川^{カハ}に浴^ユる南^{ミナミ}國^ノ柵^ノ村^ノといふありて。其^{ソノ}邊^ヘ七^{シチ}箇^ノ村^ノを。國^{クニ}柵^ノ莊^ノといふあり。其^{ソノ}地^チ
より踏^{フミ}穿^ス越^スる。宇^ウ陀^ノ小^コ幸^ノゆり。たのれ。小^コ幸^ノゆり。其^{ソノ}幸^{サマシ}ゆり。ところを。て
菟^ウ田^タの穿^ス邑^ノといふ。秋^{アキ}八月^{ハチゲツ}二^ニ日^ニ。天皇^{ミコトノカミ}人^{ヒト}を使^{ツク}さる。兄^{ケイ}猾^ノ及^キ弟^{テイ}猾^ノを。つ
のを徵^{ツク}しむ。の兩^{フタ}人^{ヒト}。菟^ウ田^タ縣^ノの魁^{ケイ}師^シなり。その兄^{ケイ}弟^{テイ}といふ。の。大^{オホ}國^ノ主^{ノミコト}

神の八十神の如く。同系よを別て。従兄弟再従三従兄弟とわたりても。その兄の家
と兄といひ弟の家と弟といふが如く。唯同族と呼ぶものともえたり。その兄猶へ
召し應せしめ。弟猶を御使と俱し軍門に詣りて。天皇を拜し奉る。且竊に
告奉へ。臣が兄猶が逆状を為こし。天孫到らぬと聞く。兵を起て襲奉んと
せし。ごども。皇師の威を望見く。大に懼敢て敵し奉り難きことなり。あり。り。
潛し其兵器を伏匿し。新し宮殿を造る。その殿の裏し押機を施す。御饗
小事よせし。その中し入奉る。壓殺奉んとせし。欺謀を為し。以て聞ぬれば。速
し行く。さほぐし諫争し。ごども。更し兼諾だ。止しことを得ざり。ごども。の事
を。惣しをすなり。善しこれに備せたり。たまへ。ごども。言上あり。ごども。天皇の
聽し。ごども。道臣命し。勅し。其及逆の状を察せし。めぬ。ひくれば。道臣命

往く。ごども。を鑿て。その賊害奉んとせし。奸謀あることを審し。知り。ごども。
大に怒て。詰責し。曰。虜爾が造ところの屋し。爾居し。剣と按弓と彎。逼催
て。追入る。ごども。を兄猶へ。恐懼根根し。遂し其新室し入。過て。その機を踏。押
し。壓し。撃れ。ごども。死し。ごども。その屍を引出し。寸断し。斬り。ごども。を血流し。地を
浸し。ごども。ふより。其處を踏し。菟田の血原といひ。弟猶へ。鯨肉と酒とを齋し。
來し。ごども。軍士を勞饗し。ごども。を天皇。其酒肉を軍卒し。班賜て。御歌を詠せ
たり。ごども。その御歌し。
菟田の田垣し。離羅設。我待や。離し。障ら。勇妙し。鯨障し。前妻が。魚
乞さ。立。抗。稜の肉の長けし。幾許が。聶絲。後妻が。魚乞さ。於。實乃
大けし。幾許。陀。聶絲。の。を。く。神世より。漸人の世と。ま。し。ごども。

唯十傳の伝
 備不出る
 りの身古無
 松道不竹法
 關主速祀へ
 田之傳といひ
 ちきき奉
 本女不傳
 ともと同意
 是此圖のえれ
 事なるの之



卷三

十一

神郡の太古
 行わむ若
 大我呼
 兇犯群賊を
 土蜘蛛といひ
 その窟窟を
 土蜘蛛の空を
 いひが如く
 この八咫鳥
 日臣命が舞
 導の勲を
 稱せしもの
 うぐく然
 どの書画小
 大の鳥の導
 事なるの之

八咫鳥
 軍士を
 導く
 山路を
 踰る處



前後の歌の意も詞もや異ふことあるを。後の世に意を以て倉卒
ふ了解難きといふも亦多かれど。よく翫味を。我邦上古淳樸質實
ふして。毫も縁飾なく。眞實なるところの性情。其中に自見なく。言
外の深意あるものなり。六の御歌の大意を畧し釋を。先この歌乃初句
倭のこの四字一句脱するをうんとこの説あり。左もあらず。歌の意
々。倭の菟田の田垣と。田の圍み垣を結構たる處。籬を捕んとく
羅を張るるが。鳴へ障掛りせむ。思もよるぬ鯨が掛たるごとく。弟猾が
齋來し鯨を覽たまひ。兄猾が天皇を弑奉んとく。設たる機は自己が
壓して死たることを譬たまひたるものなり。そとより下ふ其譬
喩の意なき。軍士の妻妾など魚を乞ふるべ。此鯨肉の長く大

なるを幾許も聶ふして多く與ふと詠たまふ。立杭稜と伊杵木へ。
實といふその發語も。木の實を魚の肉のひくくするを以て。
歌ふあも何みり。その物の稱をいへんとて。此發語を先言て後その
事り及びそが。我邦上古の習あり。畢竟人の心の寛舒なることなり
出るものなり。此御歌の御詞も。諸卒の妻妾も。をも愛惠たもの
御意へ自知とくが。不ゆるを。前後ともみそを。譬喩とするは後世の謬
慮なるなり。

第五
志必克不在軍將の戦勝る自誇者を誡む
鏡速日よ天人此際を知衆を率く歸順

九月五日。天皇菟田の高倉山の巔に陟たまひ。城中を瞻望たまふ。伊賀

村の上の方。伊勢伊賀兩國を跨ぐ。高く聳たる國見岳と云う山あり。其處
ふ八十梟帥と云く。稀勇なる兇漢。數多の黨與を召集く。立籠り。女阪
女軍を置。男阪に男軍を置。墨阪に炭火を設く。備を堅く。乃女阪の
宇陀郡宮奥村の西にあり。十市郡の界なり。男阪と云う。宇陀郡半阪
村の西にあり。城上郡乃界なり。男阪女阪と云う。後世の追手搦手のこと
みく。軍士は勇壯。そのを選。追手み屯させ。其餘を搦手の方に使
守らしむ。そを男軍女軍と云う。男女のことをいふ。乃炭阪
とく炭を阪に道に積置し。敵寄來らば。其炭を燃して之を遮ん。乃
設あり。此處に宇陀郡萩原村の西にあり。木に炭阪あり。をその文字
を轉く。今墨阪と呼ぶなり。其他十市郡の般余邑。兄磯城等。軍

充滿して。天皇の御軍寄來らば。拒戦んと待構ら。其の虜賊の據るところ
いづれも皆要害の地あり。道路險絶。卒に往通なき方あり。終に
いづれも智略驍勇者あり。容易攻入なき。すうはかりと云え。そめこの
八十梟帥といふ。其處此處に黨を結く。住居。或は山岳に大室など。堅土
を築。城郭を構へ。残暴兇勇の徒を多く集て。人民を悩む。蜘蛛の網を張て
飛ぶ蟲を取ら。如くある者ども。時の人呼て土蜘蛛といひ。八十と云く。大數
をいひ。其一群。おとふ七八十の數に餘る。梟帥なり。八十梟帥といふ。乃
一人の名ふ。あきらなるなり。されど天皇は毫も屈滞と云ふ。御情へた。唯土
卒と多く損。之を征平ぶんと。先その首魁を。國見岳
の八十梟帥を。伐んと兵を。勅く出たまふ。その御志。必克んこと。成存て。御歌

と詠せたまふその御歌よ

神風の伊勢に海の大石ふやの蔓延廻る細螺子の吾子よ。細螺子の
の蔓延廻る撃つ息ん御歌の意へ先熊野を經る伊勢の海に
界をよる錦の浦乃邊まで巡幸したまひしを其處あり海岸なる
大石ふ細螺子の多く匍匐廻るを御覽ありたるを今所念出さる
たまひし。梟帥ども師を去の細螺子の大石ふ夥く纏はきたる如く
なりと一舉ふ打滅とてきまのぞといふ意を警たまひし。将卒を親と
吾子ともらよく。皆然思ひくはさう。されと夥き細螺子の如く數多
の虜賊なきべ小敵なりとて侮ふとなうれと。諸軍の心を勵しくのこま
なるや。

さの餘黨あや繁々。其情もまご縁測ぐは強り力戦を好まきたま
ふ。密に道の臣に命を救して。汝速に大来日部が率たるとあるに士卒を
帥く。大室を忍阪の邑に造せ宴饗を設く。虜賊を誘導て之を殺せし
勅ありたるを。道臣命に速り其密旨を得く。虜小虚襟より其情を
し。忍阪小く諸侍をさ旨をいせけき。虜賊ども蠢思ひし。我小
陰謀あること汝知む。遂に誑贖されく。盡く集會ける。此方あり俄に大室
を造りて後道臣命に。猛卒を選出しく。陰に軍士に期て曰く。酒酣ならん
ころ。吾則起て歌なぐ舞ん。と。時汝等吾歌の聲を暗令と意得く。
期を過さむ。一時に起て虜を刺殺せと示さき。坐定て酒を行く。虜の
情に任て恣に醉ると。道臣命に起て歌なる歌。

忍阪の大室屋ふ人多り。來入居ども。瑞ふ。來目の子ら。我頭推ひ石
槌の持。撃てし止ん。○其の歌は意々。頭推石槌。皆太古乃。劍
名の。頭も。今も俗も。あるなる。のなる。如く。頭の大と。久米の。劍
の頭をのひ。石槌と。其頭を石も。造る。のをのへる。性歳大和
の三輪も。劍の頭を石も。槌の如く。造る。を堀出せ。となり。
人多く。此所。集居る。も。を別く。久米部の帥。久米の子ら。よ
そやく。そは。佩たる。劍も。虜ども。を刺殺せ。今。そは。撃。時。なる。
そ。諸卒。下。知。なり。端。久米とい。ん。の。發語。なり。
諸卒。此歌。を聽。より。速。起。俱。其。劍。を。抜。一時。刺殺。たり。ん。
此大室。集。虜。の。嘯。類。へ。盡。殺。遁。得。もの。なり。皇軍。大。小

悦く。天を仰て。大。咲。ふ。その時。道臣。命。を。再。う。る。歌。

今者。豫。々々。阿々。嘲。咲。今。ふ。吾子。よ。○歌。の。意。へ。虜。心。浅。く
し。誑。と。ぬ。こと。の。可。笑。也。も。意。く。も。ある。こと。よ。今。も。を。殺。盡。く。殺
る。吾子。等。の。功。ぞ。稱。嘆。阿々。嘲。咲。と。哄。堂。嘲。噓。大。笑。一。歌。を。う。
後の。世。久。米。舞。の。時。ふ。此。歌。と。ひ。後。大。笑。此。故。事。の。遺。れ。
かり。とい。なり。

道臣。命。ま。歌。て。曰。く。

虜。一。人。百。人。人。々。言。ども。手。對。ひ。せ。○歌。乃。意。を。虜。等。が。自。己。一。人
を。以。て。百。人。當。と。り。ども。我。み。歌。當。者。一。人。も。な。く。て。皆。殺。され。たる
こと。の。其。辞。も。似。ぬ。怯。き。こと。の。ひ。く。戲。謔。一。なり。

天皇此等の歌を聴しめ。軍將士卒は歌を侮誇を御覽じて詔ふ。戦
勝る驕ふとなさし。良將の行なり。今蟲豸比と小賊を撃得たり。も
漫不誇こと。最誠をきことぞとのさす。ひりなり。後世の諺。不勝て弊。整乃
紐を固語と。いり語。此聖訓の遺意。不。實。不。國。を。開。業。を。創。と。ま。ふ。と。ろ。の
御志の天理。み出ると。以。心。克。ん。も。の。と。お。も。が。故。不。克。て。なり。自。誇。ふ。と
を。誠。を。す。ふ。有。難。さ。御。事。なり。天皇再の。今。魁。賊。を。比。たり。と。れ。
同。惡。者。は。黨。與。凶。々。り。の。乃。十。數。群。あり。て。其。情。い。ま。計。易。い。と。如何。を
一。處。止。居。く。以。變。を。制。する。と。な。る。ん。や。と。の。さ。ひ。陣。營。を。別。處。に
傳。と。ま。ひ。たり。冬。十一月。七日。皇。師。大。み。舉。て。磯。城。を。攻。んと。先。使。者。を
遣。く。兄。磯。城。を。徵。と。兄。磯。城。命。を。兼。と。を。以。再。頭。八。咫。鳥。を。遣。く。之。を。召

す。頭。八。咫。鳥。と。い。う。の。建。角。身。命。の。と。を。い。う。なり。頭。八。咫。鳥。其。營。り。到。く。天
神。の。御。子。汝。を。召。と。怡。非。參。たり。と。い。ひ。と。を。兄。磯。城。念。く。天。の。聖。神。到
と。聞。く。吾。あ。れ。を。慨。憤。かり。ひ。あ。る。み。奈。何。ぞ。や。自。夸。慢。く。吾。を。招。や。と。ひ
て。弓。を。彎。く。と。を。射。んと。す。と。ま。へ。即。み。避。去。く。兄。磯。城。が。宅。に。往。く。
前。の。如。く。勅。命。は。昔。を。述。と。す。と。兄。磯。城。も。慄。然。と。容。を。改。て。禮。を。為。て。臣。天
聖。命。到。と。ま。ふ。と。聞。く。且。夕。み。畏。懼。し。御。使。を。賜。く。参。と。ある。と。の。身。小
餘。と。喜。し。と。い。ひ。と。頭。八。咫。鳥。を。厚。く。食。饗。て。後。俱。み。詣。到。く。告。て。曰。臣。兄
磯。城。天神の子來とまふと聞。八十梟師を聚。兵甲を具。て與。み。戦。を。決。せ
んと。い。ひ。け。と。を。臣。と。を。諫。と。も。聞。が。れ。を。止。と。を。得。ぞ。獨。到。詣。て。告。奉。
かり。早。く。と。れ。と。圖。と。ま。へ。と。を。申。ける。と。と。あ。り。て。天皇。諸。將。を。會。て。問。ふ。

今兄磯城果く逆意あつた。いふお招とも来り。如何く善うらん。各
異見あつて申すと詔々。諸將答ふ。兄磯城執強うとも再弟磯
城を遣く曉諭たす。兄倉下。弟倉下など。弟磯城とて説示し。
いづとも歸順奉さうんとも至く。兵を擧てお臨たす。いんとも
もといまご曉らと申け。天皇のより寛仁大度ありけり。けり。
實ふりと諾たす。乃弟磯城を御使して遣され。さへぐお利害を
開示せらる。兄磯城懸塔み。拙計を固守て肯く養伏奉さる。これ
是り。於く推根津彦謀て曰。今先我弱兵を遣く。忍阪の道より出
る。虜の心を視く。必鋭卒を尽く。我軍も赴ん。その時吾の勁卒を馳
馳く。直ふ墨阪を登行く。菟田の水を取く。これが赫炭も灌て。其火を消べ。

倏忽の間おその不意お出く。之を破んと必定かうといひけり。天皇その策
を善く。たまひく。先弱兵を出して。これお臨め。たす。お虜を果く
大兵の到ぬとわひ。ひく。我を盡く。此手に向ひ。力の限防んとぞ
待構。皇軍もとり。攻めを必取。戦い必勝とてども。うち續く戦争
み。介曹の士もや。疲弊く。氣色もさ。おあ。天皇神速も其状態を
察し。たまひ。御歌を。將士の心を慰たす。その御歌。
盾列く。伊那瑤の山は。木間より。い行守ひ。戦い我の。鳥津
鳥。鷓鴣が。徒も。今助來ぬ。おは。御歌の意。菟田の郡の伊那瑤
の山。樹の間を分。此處も。来く。戦い。ことわ。我軍悉。疲
たらん。約束く。おきた。程。鷓鴣部が。兵食を



金色の
靈鳥
飛来
天皇の
弓射止ま
光を
杖つ所

齋来く。軍士を饗應し。我を助んぬのぞ。然らば暫の間事なれば。忍
堪く待よか。と聊士卒の心を慰む。ひたり。盾並の盾を並
み。箭を射と。射と。射と。鳴津鳥の鶉と。例の發語あり。
虜の弱兵此出るを視。果して推根津彦が謀。勢を畢し。之
を對し。勇兵を墨阪の方。後より夾撃み。たり。虜の
意の外。出たる。と。大周章躁擾。衆軍忽敗走。遂に其
梟師兄磯城を捕。を殺て平げ。十二月四日。皇師長髓彦
を撃。の長髓彦が軍強く。卒に破難く。勝を取。能ざり。天
忽に陰。雲起。と。風暴。氷雨降。出。空の色。驟昧。あり。
たる中より。金色の靈鵝飛来。皇の弓。上止。其光。燁。たる

恰も閃電の如く。たり。長髓彦が軍卒皆迷駭。復力戦と。能はず。
大小辟易。たり。衆軍奇異の思。を為。この長髓彦。の
り。これ邑の名。なり。その處。住。兇賊の名。なり。然るに
中古大和の國。石棺を發。その中に。骨の存。あり。之を
脛脚の骨。極て長大。尋常の人と殊異。たり。故に。大古の長髓彦
埋。地。その骨。なり。と。邑の名。人の名。となり。と。これ如何
あり。脛骨の長。に。名を得。たり。の。畢竟。臆想の說。なり。
今。在。の。定て。言難。此。地。を。時。の。郷。鵝。の。邑。の。を。
今。鳥見。の。説。なり。往。長髓彦と。孔舍衛阪。戦。五瀬
命。流矢。中。て。薨。天皇。の。深。御心。不。街。り。ち。た。ひ。憤。懣

御情を懐せたまへ。此役必其仇を盡く誅究くこれを報んと欲せしむるに
御歌謠しよふ其御歌み。

瑞く久米の子等が垣本に粟田あり。氣韭一莖其根が本其根芽撃て
撃て止ん。○は御歌の意ハ氣韭とく。臭氣のけりは韭を長髓彦が
兎根の憎べき小譬へ根ハ長髓彦芽ハ其黨類小譬へ長髓彦も黨類も
皆縦さず漏さず討滅盡て止んとあり人を久米の子等も一爾爾心得
よと勅を傳たまひしなり。此御歌み粟田の韭を詠せたまひし皇師
の倭人入ししを。數多の虜ども被撃平けたまひし一ハ年月を経る
こととを其間不殺をも種とすひたるが。粟田の旁ハ偶韭の一莖生
出たるを御覽しし。それを詠せたまひし。まはハ虜の作す粟田の

御目み觸しを詠せしむる何ふる後の世の如く殊更ふ粟田を設出て
詠せたまふははくさるなり。

瑞く久米の子ら。垣本に殖し薑口響く予ハ忘れ撃て止ん。○は
御歌の意ハハの皇兄五瀬命ハ長髓彦の為ハ創傷を負く薺さすひ
を。慷慨たすふことの薑を咬く口の疼て定まるが如く其愁傷の今ハ
忌難けきを撃殺さるる止かきことのごまふあり。生薑の和名をけり
くことゆへ。喫く辛味の舌を蝨ふよきて。齒感定という意し。爾呼ぶ
なりとぞ。

このく詠せしむひけきを。軍卒御意を稟て遣ふ兵を縦く勵く攻るるを

長髓彦軍兵や拒むるもえたるが長髓彦より行人を遣ふ。天皇ふ申く曰
嘗天神の子天の磐船に乗る天より降止て坐る。その名を櫛玉饒速日命と
いふ。此命吾妹三炊屋媛を娶る。見息を生む。可美真手命といたり。吾はその
饒速日命を君として奉てあり。その天神の子豈兩種あるんや。奈何ぞ更
天の神乃子なりと稱ふ。人の地を奪んとするを吾心ふ推察する。必
定詐
譎なりんとぞ言せける。天皇の饒速日命のこと。豫より知しめたること
なご。多不その確なる證左を視んと欲し。それを使ふ詔する。汝が君と
とら。果して是天神の子なり。必表の物あるを。そのことを相示よとあり
けとを。使還く。その旨を述し。長髓彦も。饒速日命の天羽矢一隻と
歩鞞を以て天皇に示奉る。この羽々矢といふ二羽を以て造る。矢あり。

長二尺五寸。ことを彎く。ところの弓乃長七尺五寸あり。その大古の制ありて。
中世の三羽を用ふ。四羽を用く。造り。今上刺の鳴鏑小用とらぬ。
歩鞞とら。歩人の帯とら。の鞞なり。天皇これを御覽し。事實より
虚なり。これを歸し。自御せし。ところの天の羽々矢一隻と
歩鞞と。長髓彦の使ふ示たまふ。長髓彦の天の表乃物の饒速日命
の齋來し物と。殊絶て尊貴ことを詳み知く。頗踞踏を懐と雖。わが
執拗褊心強し。顧慮ことなき。且凶器已小構。その勢中小休。なご。より
天の神の慇懃に。此豊葦原の中國を天孫小授たまふ。なき定理あり
いとを明み知く。長髓彦み説示といども。長髓彦の稟性悞恨て。天道

の授と申ふところと。人の力を以て為と申ふ。大に相違ありて。私の智を以て
よく悟逆なることを知む。更にお受容る存尚ありしことを止むことを得む。
長髓彦を殺す。天神の子なる徵信の瑞を將之とて天皇にお獻盡く其衆
を率く。歸順する。天皇固より饒速日命の天より降来しこと知りし。
凡その證左をも檢しし。今申す天の瑞物を獻す。飯頃。その忠實の
志を褒寵たまひ。授るお神剣を以て。その勲勞に答たまひ。其子
可美真手命も。天の物部を率く。荒逆を翦平け。海内を平定し。その
股肱の職を配。子孫を傳く。長く治世の補佐とぞなりしことひかる。此物
部氏の遠祖なり。物部の武士の稱あり。萬葉集に。物之布。その物買
なりとも書く。武威勇猛のを呼て爾りるなり。我邦上古の天皇と始

と申す。大臣たちも武事を研究し。第一の要務となり。専武を以て
天下を治たまひ。雄畧天皇の頃より。囚獄決罰の事を司る者を物部
といひ。文を貴び武を卑む。柔弱なる唐土の制を交用たまひ。武官を大に
下て。我邦の上古。大臣へ悉皆武官なることを遺失たまひ。遂に天下の政
の武家に移る。今の泰平の世とちなりしも。申す神の幽謀ありたるなり。
餘論に暫く。己未年春二月廿日。諸將を命て。士卒を簡練。殘黨を驅平ん
と欲。專その軍備を為し。めたまふ。是時添下郡の赤鹿山。新城戸畔とい
ひのあり。申す同郡の和爾村の阪下に。居勢祝といひのあり。葛上郡の長
柄丘岬。猪祝といひ者あり。此三處の兇賊を。皆土人の呼く土蜘蛛といひ。
此者ども。専石窟なり。と棲居て。出て人を悩むこと。彼深山にあり。大なる

土蜘蛛の物を害が如くなるふ似しをかくい呼なせるる。よれらの兇賊も
皆残暴者あり。各その勇力を恃る。昔て來庭さるる。天皇偏師を分遣
さす。皆之を誅す。め。高尾張の邑に兇賊あり。其首魁の人となり。ハ
身短く。手足長く。頗侏儒の状あり。蜘蛛も似しを。土人これを目
土蜘蛛と呼り。軍士これを襲撃し。時戯ふ葛の網を造り。れを掩て捕へ
たるふより。其邑の名を葛城と呼ぶなり。其他磯城の八十島師より。悉
皇師の為に滅さす。虜賊盡く平さけり。

日本開闢由來記卷三

天智天皇の御時、高尾張の國に、蜘蛛の網を造りて、土蜘蛛を捕へり。其蜘蛛、身短く、手足長く、頗る侏儒の状あり。土人これを目、土蜘蛛と呼ぶ。軍士これを襲撃し、時戯ふ葛の網を造り、れを掩て捕へり。其邑の名を葛城と呼ぶなり。其他磯城の八十島師より、悉皇師の為に滅さす。虜賊盡く平さけり。

